

障害者対応設備等の特別償却の償却限度額の計算
に関する付表 (措法46の2②、旧措法46の2②)

事業 年 度	・ ・	法人名	
--------------	--------	-----	--

特 別 償 却 の 種 類	1	46条の2第2項表()号 旧46条の2第2項表()号	46条の2第2項表()号 旧46条の2第2項表()号	46条の2第2項表()号 旧46条の2第2項表()号
事 業 の 種 類	2			
障 害 者 対 応 設 備 等 の 種 類	3	建物附属設備・車両及び運搬具	建物附属設備・車両及び運搬具	建物附属設備・車両及び運搬具
障 害 者 対 応 設 備 等 の 名 称	4			
取 得 等 年 月 日	5	平 . .	平 . .	平 . .
事 業 の 用 に 供 し た 年 月 日	6	平 . .	平 . .	平 . .
取 得 価 額	7	円	円	円
基 準 取 得 価 額 割 合	8	$\frac{25、40又は100}{100}$	$\frac{25、40又は100}{100}$	$\frac{25、40又は100}{100}$
基 準 取 得 価 額 (7) × (8)	9	円	円	円
特 別 償 却 率	10	$\frac{15、20又は25}{100}$	$\frac{15、20又は25}{100}$	$\frac{15、20又は25}{100}$
特 別 償 却 限 度 額 (9) × (10)	11	円	円	円
償 却 ・ 準 備 金 方 式 の 区 分	12	償 却 ・ 準 備 金	償 却 ・ 準 備 金	償 却 ・ 準 備 金
適 用 要 件 等	13	障 害 者 対 応 設 備 等 の 設 置 場 所 等 判 定 上 参 考 と な る 事 項		
	14	証 明 年 月 日		

特別償却の付表(二十五) 平十三・四・一以後終了事業年度分

特別償却の付表（二十五）の記載の仕方

- 1 この付表（二十五）は、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第46条の2第2項《障害者対応設備等の特別償却》又は平成13年改正前の租税特別措置法（以下「平成13年旧措置法」といいます。）第46条の2第2項《障害者対応設備等の特別償却》の規定の適用を受ける場合（これらの規定の適用を受けることに代えて措置法第52条の3に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）に、その対象資産の特別償却限度額の計算に関し参考となるべき事項を記載し、該当の別表十六に添付して提出してください。
- 2 「特別償却の種類1」は、措置法第46条の2第2項各号又は平成13年旧措置法第46条の2第2項各号のいずれの規定の適用を受けるものであるかの区分に応じ、該当条項を○で囲みます。なお、（ ）内には、措置法第46条の2第2項各号のいずれの規定を受けるものであるかの区分に応じ、該当号を記載してください。
- 3 「事業の種類2」には、障害者対応設備等を事業の用に供する場合のその供される事業の種類を記載します。
- 4 「障害者対応設備等の種類3」には、措置法第46条の2第2項に掲げる障害者対応設備等が「建物附属設備」、「車両及び運搬具」のいずれの種類に該当するかの区分に応じ、それぞれ該当するものを○で囲みます。
- 5 「障害者対応設備等の名称4」には、「エレベーター」、「エスカレーター」、「低床型路面電車」、「リフト付バス」、「ノンステップバス」、「リフト付タクシー」、「スロープ付タクシー」等のように障害者対応設備等の名称を記載します。
- 6 「取得価額7」には、障害者対応設備等の取得価額を記載します。

ただし、その障害者対応設備等につき法人税法第42条から第49条まで《圧縮記帳》の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を引当金勘定に繰り入れる方法又は積立金勘定に積み立てる方法により経理しているときは、その繰入額又は積立額（繰入限度超過額又は積立限度超過額を除きます。）を取得価額から控除した金額を記載します。
- 7 「基準取得価額割合8」の分子は、次の区分に応じそれぞれ次の数字を○で囲みます。
 - (1) 障害者対応設備等が措置法第46条の2第2項の表（以下「表」といいます。）の第1号に掲げるエレベーター及びエスカレーターに該当する場合…「100」
 - (2) 障害者対応設備等が表の第2号に掲げる電車又は表の第3号に掲げる自動車に該当する場合…「40」
 - (3) 障害者対応設備等が表の第4号に掲げる自動車に該当する場合…「25」
- 8 「特別償却率10」の分子は、障害者対応設備等の区分に応じそれぞれ次の特別償却率を○で囲みます。
 - (1) 表の第1号に掲げる資産…「15」
 - (2) 表の第2号から第4号までに掲げる資産…「20」
 - (3) 平成13年旧措置法第46条の2第2項の表の第3号に掲げる資産…「25」
- 9 「償却・準備金方式の区分12」は、その対象資産につき直接に特別償却を行うか、又は特別償却に代えて特別償却限度額以下の金額を特別償却準備金として積み立てるかの区分に応じ、該当するものを○で囲みます。
- 10 「適用要件等」の各欄は、次により記載します。
 - (1) 「障害者対応設備等の設置場所等判定上参考となる事項13」には、障害者対応設備等が表の第1号に掲げる資産である場合に、その設置が措置法令第29条の2第4項の要件に該当するものであることを判定する上で参考となる事項をできるだけ具体的に記載してください。
 - (2) 「証明年月日14」には、租税特別措置法施行規則第20条の18に規定する証明書の証明年月日を記載します。